

函館工業高等専門学校と七飯町教育委員会の連携に関する協定書

(目的)

第1条 函館工業高等専門学校（以下「函館高専」という。）と七飯町教育委員会（以下「七飯町教委」という。）は、相互の人的・知的資源の交流・活用を図るとともに、教育上の諸課題に対して適切に対応することにより、互いの教育・研究の充実、発展に資する。

(連携内容)

第2条 函館高専と七飯町教委が連携して行う内容は、次のとおりとする。

- (1) 七飯町立学校の児童・生徒及び函館高専の学生を対象に、多様な学習機会を提供すること
- (2) 七飯町民を対象とした生涯学習の機会を提供すること
- (3) 教育上の諸課題に対応した調査・研究を実施すること
- (4) その他、双方が必要と認める事項

(経費)

第3条 函館高専と七飯町教委が連携協力するための経費は、原則としてそれぞれが負担する。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、5年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の6ヶ月前までに、函館高専と七飯町教委のいずれからも協定の終了又は見直し等の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(実施期日)

第5条 本協定は、締結日から効力を有する。

(補則)

第6条 本協定書に定める事項に疑義が生じた場合、函館高専と七飯町教委は協議してその解決を図るものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、双方各1通を保有する。

平成23年2月15日

函館工業高等専門学校
校長

岩曾 敏夫

七飯町教育委員会

教育長

吉田 雅子